

第 6 章 火 災 予 防

1. 火災予防運動

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期となる3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力をもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めている。

なお、富山県では、フェーン現象等の影響により、春の火災予防運動実施期間を3月20日～3月26日に変更し、車両火災予防運動、山火事予防運動と同時に実施している。

令和5年中の実施状況は次のとおりである。

(1) 春季火災予防運動

ア. 実施期間 令和5年3月20日～3月26日(全国統一実施期間は3月1日～3月7日)

イ. 統一標語 『おでかけは マスク戸締り 火の用心』

ウ. 重点目標

(ア) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器設置、維持管理の徹底等)

(イ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

(ウ) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

(エ) 放火火災防止対策の推進

(オ) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(カ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

(キ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(ク) 林野火災予防対策の推進

エ. 期間中の火災発生件数2件 期間中の死傷者(死者1名、負傷者0名)

(2) 秋季火災予防運動

ア. 実施期間 令和5年11月9日～11月15日(全国統一実施期間と同じ)

イ. 統一標語 『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

ウ. 重点目標

(ア) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器設置、維持管理の徹底等)

(イ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止指導の推進

(ウ) 放火火災防止対策の推進

(エ) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(オ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

(カ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

エ. 期間中の火災発生件数4件 期間中の死傷者(死者1名、負傷者1名)

(令和5年春 期間中3/20～3/26)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建 物	0	0	0	
住宅	0	0	0	
林 野	0	0	0	
車 両	0	0	0	
船 舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	2	1	0	
計	2	1	0	

(令和5年秋 期間中11/9～11/15)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建 物	3	1	1	
住宅	1	1	0	
林 野	0	0	0	
車 両	1	0	0	
船 舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	0	0	0	
計	4	1	1	

(3) 車両火災予防運動

ア. 実施期間 令和5年3月20日～3月26日

イ. 重点推進項目

- (ア) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
- (イ) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (ウ) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (エ) 車両の防火安全対策の徹底
- (オ) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (カ) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (キ) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

(4) 山火事予防運動

ア. 実施期間 令和5年3月20日～3月26日

イ. 統一標語 『忘れない 山の恵みと 火の始末』

ウ. 重点事項

- (ア) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- (イ) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- (ウ) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- (エ) 火入れを行う際は許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- (オ) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- (カ) 火遊びはしないこと、また、させないこと

2. 第69回文化財防火デー(令和5年1月26日)

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年以降、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

本県においては、国・県指定の文化財建造物を中心として、県・消防機関等が協力して消火点検・消防訓練等を行っている。

3. 防火管理体制

消防法第8条は、一定の防火対象物には防火管理者を置き、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせなければならないことを規定している。

令和6年3月31日現在における防火管理者を選任すべき防火対象物は甲種7,093対象物、乙種1,709対象物の計8,802で、前年度末に比べ22対象物(0.2%)減少した。このうち防火管理者が選任されている対象物は8,021対象物で、選任率は91.1%(前年90.4%)、また、消防計画届出済防火対象物は7,693対象物で、届出率は87.4%(前年86.5%)となっている。

防火管理者の選任、消防計画の届出状況は消防機関の指導により改善傾向にはあるが、不十分な面もあり、今後さらに消防機関の強力かつきめ細かい指導が望まれる。

4. 民間防火組織

(1) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、満9歳以下(小学校4年生以下)の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されており、消防施設見学、防火教室、避難訓練、火災予防運動への参加等を行っている。

令和6年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、279クラブが編成され、クラブ員は13,810名となっている。

(2) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上15歳以下(小学校5,6年、中学校1年～3年)の少年少女により編成され、この年代から火災予防に関する知識を習得し、学校や各家庭における火災発生を防止する目的で組織づくりが進められており、主に学校単位で結成されている。

令和6年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、200クラブが結成され、21,935名のクラブ員となっており、各クラブ員は、学校教職員、消防職団員の指導のもとに消防施設見学、防火教室、避難訓練、防火ポスターや標語の作成、火災予防に関する研究発表、火災予防運動への参加等の諸活動を通じ、火災予防の重要性の習得に努めている。

また、消防庁及び県では、毎年、優良な少年消防クラブ及び指導者を表彰している。(第11章参照)

(3) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、火災予防の知識を養い、家庭及び地域を火災から守る目的で結成されており、消防職団員の指導のもと、家庭の防火診断、避難訓練、消火器や小型ポンプの操作方法の習得、防火研修会の開催、火災予防運動への参加等の活動を行っている。

令和6年4月1日現在の結成状況は第4表のとおりで、54クラブが結成され、13,766名のクラブ員がいる。

第1表 甲種防火対象物防火管理者選任状況

[令和6年3月31日現在]

防火 対象物 の区分		法第8条 該当防火 対象物数 (A+B)	管理権原が単一の対象物					管理権原が2以上に分かれている対象物																		
			対象物数 A	防火管理者 届出済 対象物数		消防計画 届出済 対象物数	令第3条 第2項 適用	対象物数 B 〔B≧ C+D+E〕	防火管理者の選任が完全実施されているもの										部分的に防火管理者の選任がなされているもの							
				令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用				消防計画					対象物数 E	届出防火管理者数					一部分の 消防計画 届出防火 対象物数 b	令第3条 第2項 適用					
									令第3条 第2項 適用	令第3条 第3項 非該当	令第3条 第2項 適用	令第3条 第3項 該当	令第3条 第2項 適用		全体の 消防計画 届出済 対象物数	令第3条 第2項 適用	一部分の 消防計画 届出防火 対象物数 a	令第3条 第2項 適用	令第3条 第3項 非該当			令第3条 第3項 該当	令第3条 第2項 適用			
																					D			令第3条 第2項 適用	令第3条 第3項 非該当	令第3条 第2項 適用
1	イ	39	39	39		39																				
2	ロ	269	269	259		255																				
	イ	2	2	2		2																				
	ロ	58	57	57		57		1											1		1					
3	ハ																									
	ニ	18	18	18		18																				
	イ	30	30	28		25																				
4	ロ	303	290	275		266		13	12		1		2		13											
	イ	981	970	943		924		11	2		6		28		30		6		2		3		3		2	
	ロ	266	266	265		263																				
5	ハ	421	421	386		364																				
	イ	(1)	55	54	54	54		1			1		2		1											
	ロ	(2)	6	6	6	6																				
6	イ	(3)	46	45	45	45		1	1							1										
		(4)	77	76	74	73		1			1		2		1											
		(1)	465	463	461	459		2			2		2		2											
		(2)	1	1	1	1																				
	ロ	(3)	1	1	1	1																				
		(4)	3	3	3	3																				
		(5)	30	30	29	29																				
		(1)	118	117	116	115		1			1		2		1											
		(2)																								
	ハ	(3)	305	305	304	303																				
		(4)	10	10	10	10																				
		(5)	45	45	45	45																				
		ニ	34	34	34	34																				
	7		351	348	348		341		3			3		6		3										
	8		57	57	56		55																			
9	イ	4	4	4		4																				
	ロ	31	31	28		25																				
10		8	8	7		7																				
11		299	299	222		173																				
12	イ	584	584	566		533																				
	ロ	3	3	3		3																				
13	イ	7	7	6		5																				
	ロ																									
14		77	76	69	1	62	1	1			1		2		1											
15		906	896	869		844		10	2		8		15		1	9		1								
16	イ	977	912	842		814		65	19		40	1	109	2	18	58	1	1		4		4		4		
	ロ	193	182	157	3	145	3	11	2		7		15			9				1		1				
16の2		1	1	1		1																				
16の3																										
17		12	12	12		11																				
高層建築物																										
合計			7093	6972	6645	4	6414	4	121	38		71	1	185	2	51	105	1	4		9		9		6	8

第2表 乙種防火対象物防火管理者選任状況

[令和6年3月31日現在]

防火 対象物 の区分		法第8条 該当防火 対象物数 (A+B)	管理権原が単一の対象物					管理権原が2つ以上に分かれている対象物																		
			対象物数 A	防火管理者		消防計画		対象物数 B [B≧ C+D+E]	防火管理者の選任が完全実施されているもの								部分的に防火管理者の選任がなされているもの									
				届出済 対象物数	令第3条 第2項 適用	届出済 対象物数	令第3条 第2項 適用		防火管理者が2人以上選任されているもの				消防計画				対象物数 E		届出防火 管理者数		一部分の 消防計画 届出対象 物数 b					
									対象物数 D	令第3条 第2項 適用	届出防火 管理者数	令第3条 第2項 適用	全体の 消防計画 届出済 対象物数	令第3条 第2項 適用	一部分の 消防計画 届出防火 対象物数 a	令第3条 第2項 適用										
1	イ																									
2	ロ	48	48	30		27																				
	イ	5	5	5		4																				
	ロ	3	3	2		2																				
	ハ																									
3	イ	1	1	1		1																				
	ロ	640	638	546	1	521	1	2		1		3		1												
4		346	346	281		267																				
5	イ	20	20	20		20																				
	ロ	9	9	5		1																				
6	イ	(1)																								
		(2)																								
		(3)																								
		(4)	4	4	3		3																			
	ロ	(1)																								
		(2)																								
		(3)																								
		(4)																								
	ハ	(1)	28	28	26		26																			
		(2)																								
		(3)	6	6	6		6																			
		(4)	1	1	1		1																			
	ニ	(5)	17	17	16		15																			
	7		7	7	7		7																			
	8		16	16	15	1	15	1																		
9	イ																									
	ロ	26	26	26		23																				
10		1	1	1																						
11		123	123	65		51																				
12	イ	7	7	5		4																				
	ロ																									
13	イ	2	2	2		2																				
	ロ																									
14		5	5	4		4																				
15		257	257	206		184																				
16	イ	121	117	95		89		4		1		2		1												
	ロ	12	12	5		3																				
16の2																										
16の3																										
17		4	4	3		3																				
高層建築物																										
合計			1709	1703	1376	2	1279	2	6		2		5		2			1		1				1		

第3表 幼年消防クラブ及び少年消防クラブの現況

[令和6年5月1日現在]

34

区分 市町村名	幼年消防クラブ		少年消防クラブ															
	クラブ数	クラブ員数	組織別クラブ数						組織別クラブ員数						指導者数			
			計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		その他
				小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
富山市	115	8,222	88	63	25				12,609	6,304	6,305				88	63	25	
高岡市	50	1,078	21	21					2,409	2,409					84	84		
魚津市	13	1,037	3	3					38	38					3	3		
氷見市	11	191	10	10					546	546					24	24		
滑川市	15	523	10	7			1	2	552	533			9	10	26	24		2
黒部市	3	23	9	9					632	632					9	9		
砺波市	2	77	8	8					755	755					8	8		
小矢部市	8	805	5	5					587	587								
南砺市	12	289	8	7			1		694	659			35		66	61		5
射水市	28	626	16	16					1,517	1,517					32	32		
舟橋村	1	100	1	1					94	94					2	2		
上市町	8	196	6	6					263	263					6	6		
立山町	2	113	6	6					547	547					30	30		
入善町	6	308	6	6					303	303					13	13		
朝日町	5	222	3	2	1				389	185	204				18	10	8	
砺波地域																		
富山県東部																		
新川地域																		
合計	279	13,810	200	170	26		2	2	21,935	15,372	6,509		44	10	409	369	33	7

第4表 女性防火クラブの現況

[令和6年4月1日現在]

区 分	計		市街地		農山村地域		漁村地域		その他	
	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数
	(ア)～(エ)	(カ)～(ケ)	(ア)	(カ)	(イ)	(キ)	(ウ)	(ク)	(エ)	(ケ)
市町村名										
富 山 市	39	13,170	39	13,170						
高 岡 市										
魚 津 市	1	5							1	5
氷 見 市										
滑 川 市										
黒 部 市										
砺 波 市										
小 矢 部 市										
南 砺 市	2	187			2	187				
射 水 市	7	84	7	84						
舟 橋 村										
上 市 町	1	14	1	14						
立 山 町	1	24	1	24						
入 善 町										
朝 日 町										
砺 波 地 域										
富 山 県 東 部										
新 川 地 域	3	282	2	17					1	265
合 計	54	13,766	50	13,309	2	187			2	270

5. 防火対象物定期点検報告制度

消防法の改正に伴い、平成15年10月1日より防火対象物定期点検報告制度が導入された。対象となる防火対象物は、(1)収容人員300人以上の特定防火対象物(消防法施行令第4条の2の2第1号該当)、(2)30人以上300人未満の防火対象物で、特定用途が3階以上の階又は地階に存するもので、階段が1つのもの(屋外に設けられた階段であれば免除)(消防法施行令第4条の2の2第2号該当)である。対象となる防火対象物の権原を有する者は、防火対象物点検資格者に年に1回の点検を依頼し、結果を消防機関へ報告しなければならない。消防機関が基準に適合したと認定した場合、防火基準点検済証を表示できる。

また、防火対象物のすべての部分が3年間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、特例認定を受け点検・報告が3年間免除されるとともに、防火優良認定書を表示することができる。令和6年3月31日現在の状況は第5表のとおりである。

第5表 防火基準点検済証及び防火優良認定書交付状況

(令和6年3月31日現在)

防火対象物の区分			該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数						特例認定済 防火対象物数				点検報告 件数		認定件数		実施率		
			A				B						C				F		G		H		
			[A ≧ B+C]				[B ≦ F]														（%）		
			第1号該当		第2号該当		第1号該当			第2号該当			第1号該当		第2号該当		第1 号 該 当	第2 号 該 当	第1 号 該 当	第2 号 該 当	第1 号 該 当	第2 号 該 当	合計
			複 数 権 原		複 数 権 原		基 準 適 合	複 数 権 原		基 準 適 合	複 数 権 原		複 数 権 原		複 数 権 原								
1	イ	39	0	0	0	12	5	0	0	0	0	17	0	0	0	13	0	2	0	749	0	749	
	ロ	183	0	0	0	88	40	0	0	0	0	60	0	0	0	95	0	12	0	1043.3	0	1043.3	
2	イ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ	47	1	0	0	16	12	1	0	0	0	28	0	0	0	19	0	9	0	980	0	980	
	ハ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ニ	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	200	0	200	
3	イ	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	100	100	
	ロ	8	0	35	0	3	0	0	17	4	0	2	0	7	0	5	16	0	5	160	184.2	190.8	
4		267	2	16	0	152	108	1	8	0	0	54	1	3	0	179	8	13	0	1047.8	166.7	1045.4	
5	イ	42	0	23	0	11	7	0	10	8	0	17	0	8	0	15	11	4	1	828.3	550	970.7	
6	イ	(1)	25	1	4	0	8	5	1	0	0	11	0	4	0	8	0	3	0	838.9	100	842.3	
		(2)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	100	100	
		(3)	8	0	3	1	2	0	0	1	0	5	0	1	1	3	1	1	0	200	150	233.3	
		(4)	1	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	1	0	100	80	180	
	ロ	(1)	5	0	6	0	2	2	0	2	0	3	0	3	0	2	3	1	0	400	200	400	
		(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハ	(1)	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	100	100	200	
		(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3)	6	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	1	1	0	140	100	150
		(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	
	ニ		2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	200	0	200
9	イ	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	250	0	250	
16	イ	204	28	27	1	90	52	13	10	3	0	68	8	4	0	118	15	22	2	1000.2	184.7	993.3	
16の2		1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	100	0	100	
合 計		846	33	126	2	391	236	17	51	16	0	272	9	37	1	464	57	72	9	1066.5	645.8	1049.8	

6. 消防設備士

(1) 消防設備士試験

消防法第17条の8の規定により、消防用施設等の工事及び整備の技術基準を確保するため、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について資格者試験を行っているもので、令和5年度の実施状況は、第6表のとおりである。

また、昭和41年以降における消防設備士免状の交付状況は、第7表のとおりである。

(2) 消防設備士法定講習

消防設備士は、消防法第17条の10の規定により、都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和5年度の実施状況は、第8表のとおりである。

第 6 表 令和5年度消防設備士試験実施結果

実施日 令和5年8月19・20日、令和6年1月28日
実施場所 富山市

区 分		受験者	筆記合格者	合格率	最終合格者	最終合格率
甲 種	特類	6	0	0.0%	0	0.0%
	1類	92	34	37.0%	11	12.0%
	2類	21	10	47.6%	5	23.8%
	3類	28	19	67.9%	7	25.0%
	4類	159	66	41.5%	39	24.5%
	5類	22	9	40.9%	8	36.4%
小 計		328	138	42.1%	70	21.3%
乙 種	1類	23	13	56.5%	8	34.8%
	2類	9	5	55.6%	2	22.2%
	3類	16	6	37.5%	3	18.8%
	4類	70	43	61.4%	25	35.7%
	5類	16	10	62.5%	5	31.3%
	6類	211	120	56.9%	62	29.4%
	7類	47	37	78.7%	35	74.5%
小 計		392	234	59.7%	140	35.7%
合 計		720	372	51.7%	210	29.2%

第 7 表 令和5年度消防設備士免状交付状況

区分	合計	甲種							乙種							
		小計	特類	1類	2類	3類	4類	5類	小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類
令和5年度	215	72	0	13	5	8	37	9	143	8	2	3	22	5	68	35
昭和41年度からの累計	15,599	7,627	28	1,896	475	488	4,347	393	7,972	549	138	132	1,189	213	3,208	2,543

第 8 表 令和5年度消防設備士法定講習実施状況

区 分	受講申請者数	受講者数
消 火 設 備	200	198
警 報 設 備	387	386
避難設備・消火器	247	246
計	834	830

実施場所：富山市

実施日：令和5年9月27、28日、10月3、4、5、11、12、24、25日

(注) 消火設備とは、甲・乙種1、2、3類消防設備士

警報設備とは、甲・乙種4類、乙種7類消防設備士

避難設備・消火器とは、甲・乙種5類、乙種6類消防設備士

7. 第69回富山県小学生火災予防研究発表大会

秋季全国火災予防運動にあわせて、県と関係団体、報道機関の共催で、小学生を対象とした火災予防に関する研究、体験等の発表大会を開催し、防火意識の向上を図り、火災のない安全で住みよい地域づくりを推進している。

ア. 日 時 令和5年11月11日

イ. 場 所 富山県教育文化会館ホール

ウ. 参加者 県内の小学校13校から小学5、6年生90名が参加

エ. 結 果 特選:南砺市立福光南部小学校6年生

金賞:高岡市立千鳥丘小学校5年生

銀賞:滑川市立西部小学校6年生、富山市立大広田小学校6年生

銅賞:射水市立塚原小学校5年生、砺波市立庄川小学校5年生

8. 令和5年度富山県小中学生防火ポスター図案審査会

防火思想の普及啓発を目的に、消防本部が募集した防火ポスター図案から、優秀な作品を審査し、表彰を行っている。

ア. 実施日 令和5年12月18日

イ. 場 所 富山県防災危機管理センター

ウ. 応募数 小学生:41点(応募総数2,438点)、中学生:30点(応募総数1,437点) 計71点
(消防本部が優良と認めた作品を募集し、審査)

エ. 配 付 小学生の部の最優秀作品を約3,700枚印刷し、消防本部を通じて関係機関に配付

オ. 展 示 ・富山県広域消防防災センター四季防災館(令和6年2月1日～2月29日)

・総曲輪フェリオ(令和6年3月20日～3月26日)



最優秀作品 (小学生の部)



最優秀作品 (中学生の部)